

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月21日
【会社名】	DM三井製糖ホールディングス株式会社
【英訳名】	Mitsui DM Sugar Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森本 卓
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
【電話番号】	(03)3663-6692
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理グループ担当 山崎 秀敏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
【電話番号】	(03)3663-6692
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理グループ担当 山崎 秀敏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生が明らかになったため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

2023年2月13日

### (2) 当該事象の内容

当社が共同特許権を保有する「FTY720(一般名:フィンゴリモド塩酸塩)」に関し、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬株式会社(以下「田辺三菱」)は、Novartis Pharma AG(以下「ノバルティス社」)より、2019年2月15日に田辺三菱を被申立人とする仲裁の申立てを受け、国際商業会議所(以下「本仲裁廷」)において仲裁手続きを継続しておりましたが、2023年2月13日に、田辺三菱が本仲裁廷より仲裁判断を受領いたしました。

田辺三菱は、ノバルティス社とのライセンス契約(以下「本件契約」)に基づき、「FTY720」に関する全世界における開発権(日本については田辺三菱とノバルティス社の共同開発権)及び販売権に対するロイヤリティーを受領しておりましたが、ノバルティス社は本仲裁申立てにおいて、本件契約のロイヤリティー支払い義務を定める規定の一部は無効であるため、ロイヤリティー支払い義務がないことを主張しておりました。なお、当社は、本仲裁申立ての当事者ではないものの、田辺三菱とロイヤリティーの受取配分を決める契約を締結し、田辺三菱が受領するロイヤリティーの一部の分配を受けておりました。

今般、本仲裁廷は、ノバルティス社の主張を全面的に否定する判断を下しました。すなわち、争点となった本件契約におけるノバルティス社から田辺三菱へのロイヤリティー支払い義務を定める規定は、全部有効であるとの判断がなされました。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社は、本仲裁手続きが開始されて以降、ノバルティス社が本件契約の有効性に関し疑義を提起している部分のロイヤリティーにつきましては、収益として認識しない会計処理を継続しておりました。当該仲裁判断により、2023年3月期個別決算及び連結決算において、第3四半期末時点の長期仮受金17,552百万円を一括して収益として認識し、営業外収益として計上いたします。

以上